

申告誤りが多い事例

申告誤りが多い事例は、次のようなものがあります。

例年 1 月に償却資産の申告をしていただいておりますが、その際には過去 1 年の資産の移動だけではなく、過去に購入した資産や廃棄資産についても確認をお願いします。

① 太陽光発電の申告漏れ

太陽光発電の種類（「住宅用」「事業用」）に関係なく、また損金の有無にかかわらず、事業で使用していれば申告は必要です。

設置者	余剰売電（10kw未満）	余剰売電・全量買取（10kw以上）
個人 （住宅用）	課税対象外。 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しません。	課税対象。 事業とみなされるため、国税の損金算入の有無にかかわらず、事業用資産に該当します。
個人 【事業用】	課税対象。 店舗やアパート、農業などの事業を営む方が、その事業のために太陽光発電を設置した場合は、売電されているか否かにかかわらず、事業用資産に該当します。	
法人	課税対象。 売電されているかいないかにかかわらず、事業用資産に該当します。	



② 建物の所有者が行った建物設備工事等

既存の自己所有家屋の老朽化や用途変更、改装等に伴い設備が更新されたり新たに付設された場合、この家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める建設設備は「家屋の対象」となりますので、償却資産の申告の対象ではありません。ただし、特定の生産活動を行うために必要な設備は、償却資産の対象です。



償却資産例：受変電施設（キュービクル型）

③ 建物所有者以外の方（テナント）が行った建物設備工事等

家屋の付帯設備で、建物の所有者以外の方（以下「テナント」という。）が事業を行うために取り付けけたものは、償却資産の申告が必要です。本来は、家屋と一体となった建物設備は、「家屋の一部」に該当し民法の規定により家屋の所有者が所有権を取得することになりますが、当該家屋の所有者にとって自ら取り付けけたものではなく、その使用収益はテナントに帰属すると考えられるため、当該取り付けけた資産についてはテナントを所有者とみなし、付帯設備のうち家屋に属する部分は償却資産とみなして、テナントに課税することになります。

④ 小型特殊自動車・・・軽自動車対象（トラクター・コンバインなど）

小型特殊自動車は、軽自動車税の対象ですので、償却資産の申告は必要ございません。トラクター、コンバインや乗用型の田植機は小型特殊自動車になるので、償却資産申告の対象ではありません。しかし、軽自動車の登録は別に必要です。

他にも、乗用車両タイプの野菜移植機・防除機・管理機は、小型特殊自動車に該当することのほうが多いです。特殊自動車と大型特殊自動車の区分は、構造・大きさ・最高速度でされています。詳しくは、次の表のとおりです。

自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産	
		長さ	幅	高さ			
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーバ、ロータ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア・ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタビラを有する自動差及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	対象外
	自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/時を超えるもの	大型特殊自動車				対象	
	自動車の大きさが右欄に該当しないもの						
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高時速35km/時未満のもの	-	-	-	小型特殊自動車	対象外
	最高時速35km/時以上のもの	大型特殊自動車				対象	
ボール・トレラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車						大型特殊自動車	対象

(注) 上表イに該当する自動車の場合は、最高速度15km/時以下、長さ4.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件を一つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産に該当します。上表ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35km/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

⑤ カーナビやトラクターのアタッチメント（ローリー、モア、ハロー、パワーデスク等）

本体が自動車税や軽自動車税の対象である車やトラクターの付属品は、償却資産の申告は不要です（例：車のカーナビや、トラクターアタッチメント）。ただし、取り外して利用できる携帯型カーナビは、償却資産の申告が必要です。

近年農耕具の多様化から、資産の名称だけでは償却資産に該当するかわからないものが増えてきています。

(例) 管理機			
形状・種類	トラクターアタッチメント	歩行型	乗用型 (小型特殊自動車)
軽自動車税	×対象外	×対象外	○対象
償却資産（固定資産）	×対象外	○対象	×対象外

⑥ 賃貸業（不動産業）関係の申告漏れ

自らが事業を行わなくても、償却資産を他のものに貸し付けている場合、その償却資産は課税対象です。

また、「農業と不動産業」「小売業と不動産業」など、複数の事業を行っている場合、不動産業分の申告漏れがある場合がありますので、不動産業分についても申告をお願いします。

⑦ 福利厚生施設の器具備品・構築物の申告漏れ

事業用資産には、自己の営む事業のために使用するものに限らず、企業の所有する社宅・寮その他福利厚生施設などの器具備品・構築物なども含まれますので、償却資産の申告が必要です。

⑧ 店舗・アパート等の外構部分の申告漏れ

固定資産税上では構築物に該当する「駐車場、門扉、フェンス、塀、排水溝等」を、税務会計上では建物の取得価格に含めて処理している場合、償却資産申告の際は建物本体とは区別して申告が必要です。



アパートの償却資産の例

⑨ 補助金をもらって事業用資産を購入・・・取得金額の誤り

固定資産税は、固定資産の価額、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税するものです。

固定資産のうち、償却資産は「取得した価額と耐用年数」で課税標準額を算出します。

よって、適正な時価を算出の基となる「取得した価額」は、手出しの額ではなく購入額になりますので、全額補助金をもらって取得した事業用資産も購入額での申告が必要です。

⑩ 少額資産の申告漏れ

国税と固定資産税（償却資産）では、少額資産の取り扱いが異なります。

中小企業等の少額資産（租税措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5、旧租税特別措置法第 67 条の 8 ほか）については、国税での特例で、償却資産(固定資産税)には適用はありません。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の対象となりません。

⑪ 簿外資産・償却済み資産の申告漏れ

固定資産台帳や国税の減価償却明細に記載していない資産でも、事業で使用していれば申告が必要です。